

会議結果（書面開催）

会議名	令和3年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会			
会場	—			
日時	—			
委員構成	委員長	村山 浩一郎	委員	野崎 昭吾
	副委員長	廣田 芳佳	委員	橋野 藤夫
	委員	安部 知彦	委員	石川 智雄
	委員	中西 伸吾	委員	篠原 美紀
	委員	桐田 典彰	委員	日隈 真紀
	委員	萩原 洋子	委員	岩崎 眞樹
	委員	松岡 泉	委員	塩田 裕子
	委員	片山 和夫	委員	森 真奈美
件名・議事	<p>議事</p> <p>◆議題1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和2年度「公助」行動計画の取組結果及び令和3年度「公助」行動計画について</p>			
合意事項 決定事項	<p>1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和2年度「公助」行動計画の取組結果及び令和3年度「公助」行動計画について</p> <p>・報告、了承された。（意見等は別紙のとおり）</p>			

●総合的な意見

委員からの意見・質問	説明
<p>適切な福祉サービスの提供として、移動販売があると高齢者や障がい者にとってはとても助かると思います。コロナが怖くて人混みには行けない人や、障がいによって買物に行くことが困難な人にとって移動販売を利用できるとQOLも上がるのではないのでしょうか。</p>	<p>買い物を含めた生活利便性や交通利便性の向上を図るため、タウンバスや巡回バスなどの運行体系の見直し、検討が行われています。 移動販売については、その必要性の検討など今後の課題として認識しております。</p>
<p>高齢者のネグレクト（生活支援放棄）については、家族がいない独居高齢者や、病気が認知症があっても、適切な支援を受けられない状態にあることが問題になっています。 地域で見守りを行っているところもあると思いますが、地域での見守りの強化や成年後見制度の利用、施設への入所などを支援できる体制づくりが必要になるのではないのでしょうか。</p>	<p>高齢者本人によるセルフネグレクトも含め、地域からの通報・相談等により把握した「必要な医療や介護サービスとつながっていない高齢者」については、保健師が訪問する等必要なサービスにつなげられるよう支援を行っており、今後もこの仕組みを維持していきます。 また、成年後見制度の利用支援については、昨年度策定した利用促進計画に基づき必要な支援体制を整備していますが、施設への入所支援というところでは、老人福祉法に基づくやむをえない措置を除いて行政として関与することは難しいと考えられます。</p>
<p>次の2点について、R3計画に反映できないか、検討していただきたいと思います。 1. 断らない相談窓口の設置について 2. 情報弱者への情報取得スキルアップについて</p>	<p>1について、福祉に関する3分野（高齢・障がい・児童）を所管する福祉課及び健康・こども課の現状として、最初に受付けた窓口において、相談内容に応じて担当者が入れ替わり対応していることから、相談者を廻しにするような事象は生じていないものと認識しており、新たな窓口を設置する必要性については今後の検討課題といたします。 2について、情報格差解消に向けた国の事業で、令和4年度から携帯ショップがない市町村への講師派遣が開始されるのに合わせて、町内で講習会の開催を実施する方向で検討を進めます。</p>
<p>前回もお話させていただいたかもしれませんが、福祉関連部署以外の部署が行っているまちづくりの推進と福祉関連部署や社協が推進する福祉の視点からの地域づくりが連動していく必要があると思います。個別支援においては3課会議（取組番号10）がとても貴重な連携の場になっていると思いますが、地域支援においても、福祉課や健康・こども課と、生涯学習課、環境住宅課が協議し、地域づくりの方針を共有する会議を設定する必要があるように思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>令和4年度から着手予定の次回地域福祉計画の改訂作業の中で、国が提唱する重層的支援体制の整備に向けた検討を併せて進めたいと考えており、その中で庁内における情報共有体制についても検討を行いたいと考えています。</p>
<p>児童虐待について、食事や日常生活全般を故意に行っていないのか、金銭問題で十分に行えていないのかが問題となっています。（ネグレクトや貧困による問題） 近年の傾向として、生活物資の支援（ボランティア）が増加していますが、問題を抱える家庭の早期発見の仕組みと支援体制づくりが必要ではないのでしょうか。</p>	<p>問題を抱える家庭の早期発見の仕組みとしては、乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業により、ほとんどの子育て家庭の内部を目視で確認するなどしていますが、転入者などでは実態を掴みにくい場合もあります。また、何らかの問題があると思われる家庭であっても、外形的には困りごとがないように見えて支援につなげることが難しい場合もあります。 支援体制については、個々の状況により必要とされる支援が異なるため、問題を抱える家庭を把握した時点で関係機関や庁内他課と連携することとしています。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
5	相談支援体制の整備、充実	<p>◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口に配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。</p> <p>◆認知症に関する相談窓口の周知のため、認知症地域支援推進員を配置していることを広報紙、ホームページに掲載します。また、認知症の相談機関等を掲載した認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）を必要に応じて配付します。</p> <p>◆介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会をポスターや町ホームページにより周知します。</p>	<p>令和2年の取組結果では、認知症あんしんガイドの配布は、必要に応じて相談者に配付となっています。令和3年度も同様なのですが、せっかく良いものでも周知されなければ活用されません。もっと活用してもらおうよう検討してはどうでしょうか。</p>	<p>認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）活用については行動計画を見直し、年度内の広報紙への折込により全戸へ配布するとともに、ガイドを活用したセルフチェックの重要性について、高齢者の集まる機会を捉えて周知することとします。</p>
8	相談支援体制の整備、充実	<p>◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。</p>	<p>引きこもり者に対する支援が課題になっていますが、その対策が令和3年度の行動計画には見られません。例えば、専門家からのアドバイスや他の自治体の成功事例などを学ぶなど、引きこもり支援は難しいと思いますが、改善に向け進めてもらいたいと思います。</p> <p>「引きこもりの方については、・・・どのようにアプローチしていくかが課題です」とありますが、専門機関や行政と地域が連携したアウトリーチの体制をどうつくっていくかが問われているのではないかと思います。この点についてはいまのところ何かお考えがありますでしょうか。昨年の法改正で今年度から制度化された重層的支援体制整備事業にアウトリーチ事業が位置づけられていますが、こうした制度を活用して、アウトリーチの体制や仕組みを構築するお考えはありますか。</p>	<p>保健所圏域ごとに開催される「ひきこもり支援者等ネットワーク会議」を「宗像・遠賀地域プラットフォーム」とし、令和2年度に宗像・遠賀地域において整備されました。このプラットフォームの中で、自立相談支援機関、社会福祉協議会、保健福祉環境事務所等の関係機関と情報共有や意見交換を行い、個々の事例に応じた支援につながるよう連携を図っていきます。</p> <p>宗像・遠賀地域プラットフォームにおける関係機関との情報共有や意見交換等を行う中で、アウトリーチの体制や仕組みの構築について、必要に応じて検討していきます。重層的支援体制整備事業を活用した体制や仕組みの構築についても、今後、必要に応じて検討していきます。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
10	相談支援体制の整備、充実	<p>◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケース会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。</p> <p>◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。</p>	<p>令和2年度取組結果について、「問題家庭」という表記がありますが、どういった家庭のことを言うのでしょうか。（問題を抱えている家庭なのか、行政として問題と位置付けるものなのか。）</p> <p>「問題家庭」という表記ではなく、「問題を抱えている家庭」としてはどうでしょうか。</p>	<p>「問題を抱えている家族」のことをいいます。表記について、変更いたします。</p>
14	福祉サービスの充実	<p>◆保健師・栄養士による育児相談や離乳食相談、臨床心理士によるほほえみ相談を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。</p> <p>◆乳幼児健康診査や広報等により住民への周知を行います。</p>	<p>保健師、栄養士による育児相談の実施について、現在は決まった時にしか相談できません。例えば、子育てを終了したママたちにも協力してもらい、いつでも気軽に相談できるような場を作ってはどうか。そうすることで、支援が必要な人を早期に発見でき、専門機関につなげることができるのではないかと思います。</p>	<p>いつでも気軽に育児相談ができる場として、子育て支援センター「たんぼぼ」を利用していただくことができます。「たんぼぼ」では、相談の内容により、専門職への取り次ぎも行っていきます。</p>
25	地域住民の交流の充実	<p>◆地域交流サロン実施地区（22地区）に対し、運営費の支援として補助金を交付しました。</p> <p>◆地域交流サロン事業実施地区の代表者に対し交流会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施できませんでした。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により地域交流サロンや自治区活動が活動停止に追い込まれている中で、孤立が深まり、高齢者のフレイルも潜在的に広がっているものと思われます。一度、活動が停止してしまうとなかなか再開は難しいかもしれませんが、今後はwithコロナで活動を行っていく方法を検討し、支援をしていく必要があると思います。どこがどのように今後の支援策を検討していく予定でしょうか。</p>	<p>高齢者支援係及び地域包括支援センターとして、国や県の示す地域活動の指針等、活動を実施する際の留意点などについて情報提供を行います。</p> <p>また、緊急事態宣言期間中は、地域包括支援センターが回覧文書を作成し各団体代表者に郵送する等、集まって活動できない状況であってもつながりが切れないように支援を行います。</p>
			<p>「地域交流サロンを実施する地区に対する経費の一部補助」とありますが、財源は何でしょうか。</p>	<p>介護保険制度の地域支援事業交付金を活用する事業として位置付けています。</p>
27	地域団体活動の促進	<p>◆自治区の行事支援を行います。</p> <p>◆まちづくり計画策定支援を行います。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により地域交流サロンや自治区活動が活動停止に追い込まれている中で、孤立が深まり、高齢者のフレイルも潜在的に広がっているものと思われます。一度、活動が停止してしまうとなかなか再開は難しいかもしれませんが、今後はwithコロナで活動を行っていく方法を検討し、支援をしていく必要があると思います。どこがどのように今後の支援策を検討していく予定でしょうか。</p>	<p>自治区活動に限らず、withコロナの考え方による活動については賛否があり、完全なコロナ終息を望む意見も強いことから、慎重な判断が必要と考えます。</p> <p>一部自治区では、コロナ禍での活動として、カーシアターや密を避けた遠足などを行っていますので、区長会で情報共有を行っていく予定です。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
30	要支援者などの情報の共有	◆災害対策基本法が改正されるのを受け、地域で個別避難計画の策定が進むよう要配慮者の個別避難計画のあり方、支援の方法などを福祉課と協議していきます。	個別避難計画策定について、令和3年度の行動計画では「支援の方法などを福祉課と協議する」となっていますが、これは今年の4月に自治体の努力義務になっています。毎年のように災害が発生していることを鑑みれば、もっとスピード感をもった行動計画と、今後さらなる取り組みを期待します。	御指摘のとおり、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の策定は自治体の努力義務となっています。国は概ね5年内での策定を要請されていることから、①ハザードマップ上にある要支援者、②介護、障がいの程度など優先順位を付けるなど、福祉課との情報共有、見える化から、努めて参ります。
32	見守り活動の充実	◆民生・児童委員に対し、児童の見守り活動についての協力依頼を行います。	<p>「民生委員・児童委員に対し、個別の見守りを依頼した事案はありません」（したがって△？）となっています。取組番号32は全体としては「啓発」のようですが、「個別の見守りを依頼する」となれば、もはや啓発のレベルではなく、具体的な活動レベルの話かと思えます。ここでは、どのような取り組みがイメージされているのでしょうか。</p> <p>民生委員や区長に見守り活動を依頼するとなると、「依頼する側」（専門機関や行政）のスタンスも問題となります。依頼するからには、見守り活動に伴走し、結果として出てきた生活課題を受け止める覚悟が必要になるのではないかと思います。依頼する側と依頼される地域の見守り体制の主体の側が、どのような連携体制を作ることになっているのでしょうか。</p> <p>専門機関や行政と地域が連携したアウトリーチの体制をどうつくっていくかが問われているのではないかと思います。この点についてはいまのところ何かお考えがありますでしょうか。昨年の法改正で今年度から制度化された重層的支援体制整備事業にアウトリーチ事業が位置づけられていますが、こうした制度を活用して、アウトリーチの体制や仕組みを構築するお考えはありますか。</p>	<p>児童虐待等の心配がないか広く地域の家庭に目を配っていただくこと、及び個別に関係者で対応を協議したケースについて、児童委員などに定期・不定期な見守りをお願いすることを想定して本項目を記載しています。</p> <p>児童虐待等があった場合には、こどもが所属する保育所・幼稚園等、学校・スクールソーシャルワーカーなどをはじめ、町、児童相談所、警察、民生委員・児童委員等とケース会議を行います。会議では心配事やケアすべき事項を踏まえ、誰がアプローチすべきかも協議し対応します。多くは教育委員会や学校、町、児童相談所などが対応しますが、場合により児童委員に訪問をお願いしたケースもあります。</p> <p>次回地域福祉計画の改訂作業の中で行うことを想定している重層的支援体制の整備に向けた検討の中で、子育て支援担当課だけでなく、学校担当や生活困窮担当など分野を超えて、児童を見守っていくことのできる体制の検討を進めたいと思います。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
32	見守り活動の充実	<p>◆自治区におけるまちづくり計画の策定を支援します。</p> <p>◆包括的連携協定を締結している大学と連携し、自治区活性化事業に取り組みます。</p>	<p>自治区まちづくり計画の策定済自治区は1自治区とあります。やはり自治区だけで策定するのは難しいのではないのでしょうか。毎年1～2自治区でも、策定のためのアドバイザーを派遣するなど、初めは専門職などの介入が必要ではないのでしょうか。</p> <p>大学と連携した自治区活性化案や、はまゆう地区でのまちづくり計画の策定は非常に重要な取り組みだと思いましたが、見守り活動や福祉の視点はどれくらい入っていますでしょうか。</p>	<p>まちづくり計画については、自治区の将来を決定するものとなりますので、策定するかは自治区の判断となり、内容についても区民が策定することが望ましいものとなります。しかし、具体的に計画を形にすることは難しい部分もありますので、そのような場合は、環境住宅課の職員が積極的に支援を行います。</p> <p>なお、はまゆう区のまちづくり計画については、区からの要望により、職員が何度か会議に参加しましたが、計画の内容については、全て自治区で考えられ、策定に至っています。</p> <p>九州共立大学との連携事業では、「住民ニーズの把握・情報発信」「交流イベントの開催」「子どもの居場所づくり」「担い手不足への対応」をテーマとして、提案がありました。</p> <p>まちづくり計画では「自動車走行マナーの遵守」「緊急時の連絡・支援体制の構築、事件・事故の情報共有」「ゴミ出しルールの遵守」「若い世代の自治区加入、区の運営体制の見直し」「子供会の復活」「自慢できる活動の維持」が計画の内容となっています。</p> <p>見守り活動や福祉の視点には、まちづくり計画の「緊急時の連絡・支援体制の構築、事件・事故の情報共有」が該当します。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
34	災害時や緊急時の情報提供の充実	<p>◆危機管理専門官を中心に、ハザードマップを出前講座等の際に活用し、避難時の場所などの周知に努めます。</p> <p>◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。</p> <p>◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します（6月号、9月号） ※コロナ対策、マイタイムライン、警戒レベルについて掲載予定。</p>	<p>令和3年度行動計画が取組37と同じ内容になっています。34は情報提供で良いと思いますが、若年層に対する周知の方法が具体的な行動計画に示されていません。若い世代の情報収集に対する現状把握やSNSの活用など、若い世代に対する発信方法を検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>情報提供については、各個人が防災メールまもるくん、Yahoo防災速報、NHKニュース防災などのアプリをスマートフォンにインストールするほか、アッシーFacebookの登録などを広報紙やホームページなどを通じて周知し、町からの災害等に対する情報を収集できるようにしているところです。</p> <p>また、災害が起こる可能性がある場合には、令和3年度に導入する戸別受信機やエリアメールなどで情報発信を行い、早期の避難等の呼びかけを行っています。</p>
37	地域防災体制の確立	<p>◆危機管理専門官を中心に、ハザードマップを出前講座等の際に活用し、避難時の場所などの周知に努めます。</p> <p>◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。</p> <p>◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します（6月号、9月号） ※コロナ対策、マイタイムライン、警戒レベルについて掲載予定。</p>	<p>令和3年度の行動計画が取組34と同じ内容になっていますが、施策の方向性が地域防災体制の確立になっていることを考えれば、もう少し自主防災組織や個別避難計画策定など、体制に対する行動計画があっても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>本項目は、計画の具体的取組項目を「住民の防災意識を高めるよう、広報や講座などを通じて防災についての情報提供や啓発の充実を図ります」としています。御指摘の内容については取組36に記載のとおり、防災訓練の実施、防災土育成事業などを含めて地域への働きかけに努めて参ります。</p>
38	地域防災体制の確立	<p>◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を毎年実施します。</p>	<p>福祉避難所開設訓練について、図上訓練を毎年実施とありますが、図上だけで問題はないのでしょうか。年に1回でも、実際に避難所開設訓練を行ってはどうか。</p>	<p>災害の発生が想定される場合、一般避難所として中央公民館、総合体育館を開設し、これらの避難所の中に、要配慮者の方のための福祉避難スペースを設け、受け入れ体制をとっています。</p> <p>一般避難所の開設訓練は毎年行われているため、その中で福祉避難スペースでの対応の模擬訓練を行うなど、訓練方法について検討していきます。</p>